

平成 22 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル  
代表者名 代表取締役社長 中島 將典  
(JASDAQ・コード番号8275)  
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 康二  
電話 03-3498-1541

## 当社社員による不正行為についてのお知らせ

この度、誠に遺憾ではありますが、当社社員による不正行為が発覚いたしました。投資家の皆様はじめ関係する皆様には、ご心配及びご迷惑をおかけし、たいへん申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 経緯と不正行為の概要

平成 22 年 7 月 12 日に平成 23 年 3 月期第 1 四半期の決算作業中であった経理部が金融機関からの残高通知書を確認している最中に、経理部が認識していない口座を発見しましたが、すでに営業時間終了後であったため翌日 7 月 13 日に同金融機関担当者に開設経緯と取引履歴の確認を依頼しました。同時に総務部長（当時）の職にあった社員（以後「当該社員」と言います）に本件に関する情報の有無を確認したところ、認知しているとの回答を受けたため、事情説明を求めることにしました。

当該社員は口座を当該社員の指揮命令下にある一般社員に指示して開設させ、会社が営業取引として行う不動産売買に関する仲介の決済口座として開設したと説明を受けましたが、当社がそのような不動産取引を認識していないこと、社内規程に違反して口座を開設したことを認めたことから、更に詳しく事情を確認したところ、翌日より数日に渡り、当該社員より以下の内容の供述がありました。

- 1) 当該社員は平成 15 年 10 月より平成 22 年 1 月までの期間において、本来支払う必要がない損害保険料を立替払いしたと当社に虚偽の申告を行ない、領収書を偽造する等の手段で不当請求していた。

(現在の確認金額 支払額 4 4 百万円 過年度経費計上済 4 2 百万円)

- 2) 当該社員は平成 21 年 3 月期において、成立していない不動産仲介取引をあたかも成立し、手数料売上を計上できるとの虚偽の説明を当社に行ない、売上を計上させ、他社の名前を使用した虚偽の契約書、覚書等を偽造し当社に証憑として提出した。

(現在の確認金額 売上高 2 0 百万円、売掛金 2 1 百万円)

- 3) 当該社員は上記、手数料売上に対応する売掛金 21 百万円に関して平成 21 年 4 月より平成 22 年 4 月にかけて 5 回に分けて相手先より回収したと虚偽の報告を当社にして当該社員が入金した。
- 4) 当該社員は平成 22 年 4 月に当社が契約している事務所の敷金の一部が返還されることを利用する目的で、社内規程に違反して当社名義の口座を開設し、敷金の返還先としてその口座を事務所の賃貸人に指定し、返還された資金の大半を当該社員が引き出し私的流用した。  
(引出額 22 百万円)
- 5) 当該社員が私的流用した金額は当社に入金した 21 百万円以外のほとんど大半を、飲食を主とした遊興費として使用した。

会社は顧問弁護士等のアドバイスを受けながら常務取締役人事本部長及び副本部長、取締役管理本部長、当該社員の後任の総務部長（当時は内部監査室副室長）により社内調査を 7 月 16 日より開始し、当該社員の供述内容を現在確認中ではありますが、一部の事実を確認しておりますので、本日 7 月 30 日付けで本人に対する懲戒解雇処分を行いました。今後、刑事・民事を含めた関係当局への届出を行う準備をしております。

また、現在の調査過程では各事案に関して当該社員ひとりで計画し、実行したものであり、社内・社外含めて共犯者はいないと判断しております。

## 2. 業績への影響

調査・確認は現在も継続中ではありますが、現時点での影響額は以下のとおりと判断しております。金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

金額単位:百万円	16~18年	19年	20年	21年	22年	累計
△は損	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	
保険料として計上した経費の訂正益	14	6	8	10	3	42
売上の訂正による損失				△ 20		△ 20
不正による損失	△ 14	△ 8	△ 9	△ 9	△ 1	△ 44
合計	0	△ 2	△ 1	△ 18	1	△ 21

## 3. 再発防止を含めた今後の対応

今回の不正行為は当該社員が有していた権限に対して、内部牽制が不足していたことが原因と判断しております。平成 21 年 5 月 15 日に開示いたしました前回の不正行為の発覚に対して講じた内部統制上の施策の有効性を改めて検証するとともに、今後更に調査を進め、今回のような不正再発を防止する策の徹底に努める所存です。

#### 4. 今後のスケジュールに関して

社外調査委員会を早々に設置し、前回講じた不正防止策の有効性の検証とともに今回の社内調査結果の網羅性と信頼性を検証頂きながら、不正再発防止に向けた経営への提言を頂く予定です。社内及び社外の調査報告等は適時にご報告いたします。

不正発生期間における決算短信、有価証券報告書等（内部統制報告書含む）の過年度訂正の要否につきましても、確定次第お知らせいたします。

以 上